

税金から差し引かれる金額

配当控除 配当所得に対して市民税1.6%、県民税1.2%控除されます。(課税所得金額が1,000万円を超える場合、私募証券投資信託等については別計算になります。)

寄附金税額控除 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.790%
330万円超 695万円以下	69.580%
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.160%
4,000万円超	44.055%

上場株式等の配当等に関する課税関係一覧

	確定申告をする	
	総合課税を選択	申告分離課税を選択
借入金利子の控除	あり	あり
税率	所得税 累進税率 地方税 比例税率	所得税 15.315% 地方税 5%
配当控除	あり	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算	なし	あり
扶養控除等の判定	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれる

納める税金の計算

市民税・県民税の所得割額は次の図式によって計算されます。それに市民税3,000円、県民税1,500円の均等割額に国税1,000円を加えた金額が令和7年度に納付いただく金額です。

◎あいち森と緑づくり税(県民税均等割)

県民税均等割のうち、500円はあいち森と緑づくり税です。

◎森林環境税(国税)

個人住民税均等割に併せて、一人年額1,000円を負担していただくものになります。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{所得控除額}} = \boxed{\text{課税総所得金額}} \times \begin{array}{l} \boxed{\text{市税率}} - \boxed{\text{市税額控除額等}} \\ \boxed{\text{県税率}} - \boxed{\text{県税額控除額等}} \end{array} = \boxed{\text{市民税所得割}} + \boxed{\text{市民税均等割}} \rightarrow \text{市民税} \\
 \phantom{\boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{所得控除額}} = \boxed{\text{課税総所得金額}} \times} + \boxed{\text{森林環境税}} \rightarrow \text{国税}
 \end{array}$$

市民税・県民税所得割の税率(速算表)

市民税		県民税		区分	分離譲渡所得	
課税総所得金額	税率	課税総所得金額	税率		市民税	県民税
一律	6%	一律	4%	一 譲渡所得短期 一般課税短期金額	課税短期譲渡所得金額 × 5.4%	課税短期譲渡所得金額 × 3.6%
課税所得金額に1,000円未満の端数があるとき、税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額によります。					一 譲渡所得長期 一般課税長期金額	課税短期譲渡所得金額 × 3%
有価証券譲渡所得						
3%		2%				

令和7年度 市民税・県民税申告書の手引き



あま市役所 総務部 税務課

日頃はあま市の税務行政につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
個人市県民税・森林環境税は、様々な行政サービスを提供するための財源として、広く市民の皆さまにご負担いただく大切な税金です。この手引きをご覧いただき、市民税・県民税申告書に必要な事項をご記入のうえ、申告期限までにご提出ください。
この手引きは、市県民税・森林環境税に関する概略を載せています。ご不明な点は税務課市民税係までお問い合わせください。

1 申告をしなければならない方

令和7年1月1日現在、あま市内にお住まいの方で、令和6年中に所得があった方は、市民税・県民税申告書を提出してください。

ただし、次に該当する方は申告書を提出する必要はありません。

- (1) 所得税の確定申告をした方
- (2) 給与所得のみの方で、勤務先からあま市へ給与支払報告書が提出されている方
- (3) 公的年金収入のみの方で、次のいずれかに該当する方

- ・昭和35年1月2日以後に生まれた方で、公的年金等収入の合計額が98万円以下の方
- ・昭和35年1月1日以前に生まれた方で、公的年金等収入の合計額が148万円以下の方
- ※ 令和6年中の所得が給与又は公的年金等のみの方で、新たに医療費控除、生命保険料控除、扶養控除などの所得控除を受けようとする方は申告してください。
- ※ 令和6年中に所得がなかった方や、非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみであった方は、申告の義務はありません。しかし、所得証明書等の交付や国民年金保険等の算定など各種制度において申告が必要な場合がありますので、必要に応じて申告してください。
- ※ 公的年金所得者で、公的年金等の収入額が400万円以下かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下である方は申告してください。

2 申告期限

令和7年3月17日(月)

- ※ **市の確定申告受付期間中(令和7年2月17日から令和7年3月17日までの午前9時から午後4時30分)は市民税・県民税の申告会場を市役所2階D会議室に設けております。**
- ※ **電話での予約及び土、日、祝日は受付いたしません。**

3 申告に必要なもの

- (1) 市民税・県民税申告書
あま市公式ウェブサイト上にある「市民税・県民税申告書作成支援システム」から申告書を作成・印刷できます。白紙の用紙も「申請書ダウンロード」にあります。
- (2) 令和6年中の収入や必要経費などが分かるもの
・給与所得、公的年金等の源泉徴収票
・収支計算書や帳簿類等
- (3) 各種控除に必要な領収書、証明書など
・社会保険料控除・・・領収書、控除証明書
・医療費控除・・・医療費控除の明細書(※必ず事前に明細書に記載してください。)、健康保険組合等の発行する「医療費のお知らせ」(セルフメディケーション税制の適用を申告される方は、別途お尋ねください。)
・生命保険料、地震保険料控除・・・保険会社等の控除証明書
・障害者控除・・・障害の種類及び等級の分かる各種手帳や障害者控除対象者認定証など
- (4) 本人確認書類(マイナンバーカード、もしくはマイナンバーを確認できる書類及び身元確認ができる書類)

申告会場へお越しの方へ
当会場は予約制となりますので、あま市公式ウェブサイトから予約をしていただくようお願いいたします。※電話での予約は致しませんのでご了承ください。

4 お問い合わせ先

あま市役所 税務課 市民税係 TEL 052-444-0509(直通)

